

第4回古平町議会定例会 第1号

平成29年12月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第47号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 5 議案第48号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第49号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第50号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第51号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第52号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第53号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第54号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 12 議案第55号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 13 議案第56号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について
- 14 議案第57号 古平家族旅行村の指定管理者の指定について
- 15 議案第58号 求償請求事件の和解について
- 16 陳情第13号 「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」（案）
採択を求める陳情書
- 17 陳情第14号 「日本国憲法第9条改正に反対する意見書」（案）採択を求める陳情書
- 18 一般質問
- 19 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 20 委員会の閉会中の継続調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 21 委員会の閉会中の継続調査申出書
（広報編集常任委員会）
- 22 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）

○出席議員（10名）

議長10番 逢見輝 続君	1番 木村輔宏君
2番 堀清君	3番 真貝政昭君

4番 岩間修身君
6番 池田範彦君
8番 高野俊和君

5番 寶福勝哉君
7番 山口明生君
9番 工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副町	長	佐	藤	昌	紀	君
教	育	成	田	昭	彦	君
総務	課	松	尾	貴	光	君
企画	課	細	川	正	善	君
財政	課	三	浦	史	洋	君
民生	課	五十	嵐	満	美	君
保健福祉	課	和	泉	康	子	君
産業	課	宮	田	誠	市	君
建設水道	課	高	野	龍	治	君
会計	管理者	藤	田	克	禎	君
教育	次長	白	岩		豊	君
総務	係	澤	口	達	真	君
財政	係	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事務局 長 本間 克昭 君

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま議員10名が出席されております。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 皆さん、おはようございます。ただいま事務局長の報告どおり10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、木村議員及び2番、堀議員のご両名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る12月11日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る12月11日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月14日からあす12月15日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

2件ほど上がっております陳情でございますが、陳情第13号、第14号、ともに総務文教常任委員会に付託することとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○**議長（逢見輝統君）** 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○**議長（逢見輝統君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月14日から12月15日までの2日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月14日から12月15日までの2日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(逢見輝統君) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成29年11月分の例月出納検査結果、平成29年第2回後志広域連合議会定例会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(逢見輝統君) 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長(貞村英之君) 平成29年第4回古平町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会以降の主だった事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

まず最初に、役場庁舎の建設についてでございます。役場庁舎等建設基本設計について、8月31日に契約締結したところでございますが、受注者の北海道建築設計監理株式会社から、環境に配慮した設備設計など専門性が求められる協力事業所との業務体制が整わないことを理由に契約解除の申し出があり、11月2日に契約解除、11月10日に違約金を徴収いたしました。

役場庁舎については、地方交付税措置のある市町村役場機能緊急保全事業債の期限である平成32年度までに完成しなければならないことから、庁舎建設の検討に必要な調査を今年度実施し、直営で基本計画、基本設計を取りまとめ、デザインビルド方式や設計・施工一括発注方式など工期短縮のため従来から行ってきました設計と施工分離方式以外の発注方法についても調査、検討を進めてまいります。

次に、事務事業の見直しについてでございますが、財政シミュレーションの見直しを受け、健全で将来にわたり持続可能な行財政運営を図るため、今年度予算計上している事務事業の見直しを行いました。

事務事業の見直しに当たっては、国が実施している公共事業における新規事業採択時評価の考え方を参考に費用対効果の検討を行い、明和地区住民集会所建設事業については凍結、墓地通線拡幅事業についても財源確保が図られないことから凍結、古平町150年事業については縮小が適当と判断し、補正予算を提出させていただきますので、上程の際にはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税についてでございます。4月1日に出された総務大臣通知により、11月1日から返礼品見直しを予定していたところでありますが、去る10月16日に委託業者全社から原材料の在庫処理と新返礼品の準備のため、ある程度の期間が必要との理由で返礼品見直し時期を平成30年1月1日に延期してほしい旨の要望書が提出されたところでございます。町といたしましては、本

年度の寄附件数やふるさと納税が水産加工品のPRに大きな効果となっている現状等を勘案して2カ月間の延期を決定いたしました。

また、11月末現在におけるふるさと納税の状況でございますが、寄附件数2万6,200件、対前年同期比11.2%増、寄附額3億2,504万円、対前年同期比5.6%増と微増となっておりますが、繁忙期である11月だけを前年度と比較いたしますと、寄附件数31.8%の減、寄附金額36%の減と大幅な減少となっております。これは、6月の時点で返礼品を見直すことと公表いたしましたことから、年度の前半に駆け込み寄附があったからではないかと考えているところでございます。

なお、予算で見込んでいたよりも寄附増となっていることから、必要経費の補正予算を提案させていただきますので、よろしくご審議願いたいと思います。

次に、古平町防災訓練でございますが、今年度の訓練につきましては10月18日に大雨による土砂災害発生のおそれがあるという想定のもと、平成27年度から28年度までに北海道が指定した土砂災害警戒区域に居住する方を主な対象者として実施したところであります。関係機関などを含めると119人が参加し、災害時の避難方法の手順などを確認したところであります。

防災無線で避難を呼びかける前に既に避難所へ避難してしまう参加者がいたことなどが課題として上げられますが、災害時には落ちついて行動すること、大原則である自分の身は自分で守る自助などの周知徹底を図ることが重要でございますので、防災訓練につきましては今後とも継続的に実施していきたいと考えております。

次に、中央バスの積丹線についてでございます。町外への重要な公共交通機関であります中央バス積丹線の平成28年10月から平成29年9月までの収支が、12月4日に開催されました後志地域交通確保対策協議会で報告されたところであります。収益と経常費用の収支差から国、道補助金を差し引きますと3万1,000円のマイナスということでございました。これにつきましては、平成25年1月に確認いたしました基本的枠組みの合意に基づきまして、過去2カ年の収支実績と補助金額との差額分を充てるため、本年度も古平町の負担はないこととなりました。

また、利用者数の減や運転手不足などの理由から既に報告していましたが、12月1日からの冬ダイヤでの実施は見送られたところでありますが、今後も沿線4市町と減便の見直し等の要請のほか、中央バス株式会社と協議を進めていかなければならないと考えております。

次に、福祉灯油事業についてでございます。本町の福祉灯油事業は、平成19年度に灯油小売価格の急激な高騰を受け、12月1日現在の灯油小売価格が税抜き73円以上という基準を設け、町民税非課税の高齢者世帯等に1万円を助成してまいりました。

今年度の12月1日現在の町内平均灯油小売価格は税抜き77.7円となっておりますが、近年の灯油小売価格と比較すると急激な高騰とは言いがたく、管内他町村の状況や本町の財政状況を勘案し、実施見送りを決定いたしました。

なお、現在の実施基準は10年前の灯油小売価格をもとに定められた基準であることから、他市町村の状況及び社会情勢を鑑み、新たな実施基準の策定に向け、調査、検討を進めてまいります。

次に、周産期医療についてでございます。小樽協会病院における地域周産期母子医療センターでの分娩再開に向けてでございますが、産科医師の不足によりまして、平成27年7月から分娩を休止

してありまして、小樽、北後志におきましては分娩可能な病院が小樽市内の1つの病院しかなく、リスクの高い出産は札幌方面の通院を余儀なくされておりました。地域におきまして安心して出産することを目的とし、平成28年5月26日に医師会、医療機関、小樽市・北後志の6市町村で北後志周産期医療協議会を発足し、協議をしていたところでございますが、既に新聞報道でもありましたとおり、医療機関関係者のご尽力により札幌医大に医師派遣の決断をしていただきました。

来年度早々の産科診療再開を目指し、小樽・北後志の6市町村で周産期母子医療センターの機能充実に向け、施設改修等に財政支援を行う予定でありますので、スケジュールが決まり次第、補正もしくは平成30年度当初予算に計上を検討いたしたいと考えております。

次に、清川団地C棟建設工事及び医師住宅建設工事についてでございますが、清川団地C棟建設工事の進捗状況は70%に達しており、来年4月の供用に向け順調に推移しております。入居者の公募については、12月8日、町内回覧の全戸配布により情報提供を行い、12月29日まで入居希望を受け付けております。

また、医師住宅建設工事につきましては順調に進んでおり、12月中旬に完成する予定となっております、12月末に入居することとなっております。

次に、平成30年度予算編成についてでございますが、さきに示されました総務省の平成30年度概算要求では、地方交付税の段階的縮減が続き、本町の財政運営が一段と厳しさを増すと考えられております。このような状況の中、健全な財政を維持するために全ての事務事業を分野横断的に行政が実施しなければならない事業か、受益負担は適正かどうか、個人給付が適切な事業であるか否かなどの視点で再検討を進め、最小の経費で最大の効果を上げられるよう予算を編成してまいります。

また、平成27年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、計画策定時から財政状況が大きく変化し、厳しさを増してきていることから、平成30年度中の見直しを検討してまいります。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2に、本町に関係する平成29年度公共工事の概要は資料3に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議いたします案件は、平成29年度補正予算案6件、条例改正案1件、指定管理者の指定案件4件、和解案件1件の合計12件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申しまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（逢見輝統君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。平成29年第4回古平町議会定例会の開会にあたり、教育行政報告をさせていただきますと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、文部科学省が小学6年生と中学3年生を対象に行った2017年度全国学力・学

習状況調査の全道の管内別平均正答率が道教委から公表され、新聞報道されましたが、後志は小中全科目において全道平均を下回るという結果で、相変わらず学習塾の多い札幌や旭川など都市部に比べ町村部の正答率が低い傾向は変わっていない状況にあります。

古平町の結果については、数値的な公表はしませんが、保護者や地域住民に対して域内の教育及び学校の説明責任を有していることを考慮し、2月に開催した教育委員会において決定された実施方針に基づき、基礎学力と学習状況について11月号広報を通じてお知らせしたところでございます。なお、平成30年度の実施日程については4月17日に行い、従来の国語、算数、数学に加え、理科を含めて実施する予定と伺っております。

10月1日に「開花」を全校テーマに掲げ、第70回古中祭、15日に古小学芸会が行われ、子供たちは緊張の中にも練習の成果を十分に発揮し、全校合唱を初め劇や音楽に取り組み、保護者や地域の皆様から大きな声援をいただいております。

中学生の自己の生活、学校生活及び社会に対する合理的な物の見方、考え方、判断力を育て、意見を堂々と論述することを通し、多くの人々を説得する力を育てることを目的に例年行われている後志中文連北地区弁論大会が10月20日に仁木中学校において開催され、本校からも校内弁論大会予選で選出された2名の生徒が出場しましたが、残念ながら後志大会への出場には至りませんでした。また、後志英語暗唱大会では1名が優秀賞に、税に関する作文コンクールでは余市税務署長賞に2名が入選しました。中体連関係では、後志バドミントン新人戦男子ダブルスで岩渤海、吉田卓人ペアが優勝し、来年1月7日から釧路市で開催される全道大会に出場いたします。

10月5日に平成30年度に小学校に入学予定児童の就学前健康診断を実施し、12名の児童が受診しました。該当児童全員が幼児センターみらいへの入所児童であります。来年度の全児童生徒数は小学校102名、中学校44名の予定であります。

10月28日に行われた第42回中学校吹奏楽部定期演奏会では、部員わずか5名ということもあり、OB、OGの方々にご協力いただき実施され、会場に集まった観客の皆さんからたくさんの温かな拍手や声援をいただき、部員にとって思い出に残る定期演奏会となりました。

中学校では、7月に行われた小樽地区各高校説明会を皮切りに、今月初めから保護者、担任、本人の3者面談が始まり、いよいよ中学3年生の進路指導の話し合いが持たれるなど、高校受験に向けた取り組みが本格的に始まってまいります。今後の進路日程については、平成30年度道立高校の入学選抜試験が3月6日、合格発表日が3月16日の予定となっております。

11月20日に後志教育局長、次長ほか教職員人事担当職員が来館し、来年度人事に向けての当初人事協議が行われ、いよいよ年明けから人事作業が始まってまいります。今後の一般教員人事作業日程については次の表のとおりでございます。

児童生徒が楽しみにしている冬季休業は、小学校が12月23日から1月16日まで、中学校が15日までで、この間小中ともに教職員の協力を得て補習授業を取り入れてまいります。特に中学校にあっては、1、2年生が補習タイムとして弱点補強に励み、受験を控えた3年生にとっては大事な時期であり、期間中の学習習慣のリズムを整え、実力アップを目指した講習会をほぼ毎日3時間程度実施してまいります。

11月12日に後志教育局長様初め、町内外から多くの方々のご臨席を賜り、古平町立古平中学校開校70周年記念式典が挙行されました。昭和22年開校以来、7,800名にも及ぶ有為な人材を送り出し、歴史と伝統を有する古平中学校の第21期生として卒業した私にとっても記憶に残る式典でありました。議員の皆様には、お忙しい中ご臨席賜り、心より感謝申し上げます。

次に、生涯学習、スポーツについて申し上げます。古平町文化団体連絡協議会が主催する第43回文化祭作品展示会が10月26日から29日までの4日間、文化会館太陽ホールで開催され、11団体、14個人から363点の出展があり、期間中279名の方々のご来場をいただきました。同じく、例年11月3日の文化の日に行っている第50回文化祭発表会では、加盟9団体が日ごろの練習成果を披露され、あいにくの天候で来場者は昨年より少な目でしたが、出演者に温かい声援が送られていました。また、2階ロビーにおいて行われた秋桜の会のお茶会には、ふだん味わえない茶道を味わおうと多くの方が足を運ばれ、落ちついた雰囲気、会場に花を添えておりました。

今や町の一大イベントとなっている古平ロードレース大会は42回目を迎え、10月9日の体育の日に行われ、1,143名の参加がありました。大会当日は、天候にも恵まれ、当日受け付けの申し込み人数は例年より多く、途中で受け付けを打ち切らざるを得ない状況となっしまい、来年度以降の課題事項として実行委員会において検討してまいります。

平成30年度からの第4次古平町社会教育中期計画の策定への答申に向けて、去る10月16日に第3回目の社会教育委員会会議が開催され、それぞれ4部会においての話し合いが持たれ、今後2回程度の策定委員会を開催し、来年3月を目途に答申されると伺っております。

11月19日に古平小学校を会場に行われた芸術鑑賞事業「マジックショー」は、当日風雪まじりの悪天候で観客の入り心配されましたが、予想に反して整理券発行分の客席が満席となる盛況ぶりでした。

10月23日に悪天候のため延期になっていた古平町校外生活指導連絡協議会とPTA連合会共催の教育講演会が12月12日に古平小学校を会場に開催され、前小樽市保健所所長、秋野恵美子氏を講師に迎え、「こころとからだ！！いのちの性教育」と題して講演いただき、保護者からはふだんは敬遠されがちな性の問題を明るく、科学的に教えていただいたと非常に好評でありました。

平成29年度古平町野球スポーツ少年団の卒団式が12月9日に行われ、3名の卒団生が野球に取り組んできた思い出についてそれぞれ述べておりました。今年度は、6年生が少ないということもあってなかなか勝てなかったようですが、来年以降に期待したいところであります。

平成30年成人式の実施に向けて、去る12月1日に成人代表者会議を開催し、平成30年古平町成人式を明年1月7日午後2時より文化会館において挙行することに決定いたしました。式終了後の懇親会については、例年どおり成人者で組織される実行委員会主催で成人者と恩師並びに保護者で行うこととなっております。本年の対象者は31名で、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年に励ましをいただきたく、議員皆様には何かとお忙しいこととは存じますが、ぜひご臨席賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第47号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第47号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第47号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明をいたします。

第1条で既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ8,423万5,000円を減額し、総額を42億8,051万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ、3ページにお示ししてございます。

また、今回債務負担行為の補正が必要となりましたので、こちらにつきましては第2表、債務負担行為補正、5ページにお示ししてございます。

そして、地方債の変更もございますので、これは第3表、地方債補正、7ページにお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうから説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。1款1項1目議会費、既定の予算に18万3,000円を追加するものでございます。右に移りまして、議員の期末手当の部分の増額でございます。当初予算では、年間4.2カ月分を見てございました。3月の定例会におきまして報酬条例の改正がございまして、4.3カ月になったということで、0.1カ月分の増額補正でございます。

続きまして、2款1項5目財産管理費、既定の予算から3,763万9,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、行政報告にありますように現在予算計上している事業の見直しをしてございます。そして、明和集会所の建設を凍結ということで、こちらの3本、皆減でございます。

6目企画費、既定の予算から250万円を減額するものでございます。ことひら子供会のコミュニティ助成事業の助成金ということで、財源として自治総合センターでコミュニティ助成金の部分で手を挙げてございました。これが採択されると執行するという段取りでございましたが、結果不採択ということなので、全額落とすものでございます。

10目地方振興費866万9,000円を減額するものです。開町150年記念の事業の縮小に伴いまして、こちらの記念誌作成とシティプロモーションの部分の委託料を皆減してございます。

13目ふるさと納税事業費483万9,000円を追加するものでございます。当初予算よりふるさと寄附金がふえると見込みましたので、それに見合う事務経費、贈呈品経費の部分で増額計上してございます。

ページめくって、14ページ、15ページです。3款1項1目社会福祉総務費6,191万4,000円を減額するものでございます。国保会計への繰出金の部分でございます。上の職員給与費等の繰出金につきましては、まず国保都道府県化が平成30年度になりまして、それで標準システムの導入経費の負担部分を古平町の予算で見えてございました。後志広域連合のほうでやるかどうかというのを定かで

はなかったので、町村予算に盛ってございましたが、結果広域連合のほうで予算を見るということになりましたので、その部分を落とすと。それに見合う一般会計から国保会計への繰出金も減るのでございます。下の財政支援繰出金でございますが、赤字部分の補填でございます。これにつきましては、まず国保会計の28年度決算で剰余金が1,296万円余りありました。そして、広域連合のほうの28年度の決算で古平町の分賦金の部分が返還するということで、それが4,147万円ほどございます。そういうものをもろもろ計算いたしまして、今回一般会計から国保への5,065万円皆減するものがございます。

続いて、2目地域福祉センター費、補正はゼロでございますが、財源更正で載せさせていただいております。

7目高齢者医療費29万4,000円の減額でございます。こちらは、後期高齢者医療会計への繰出金でございますが、後期会計で計上した人件費の部分、人事異動で若手のほうになりましたということでの減額の金額でございます。

8目介護保険費572万1,000円の減でございます。サービス会計への繰出金を減らすものでございます。28年度の決算剰余金が58万2,000円ほど、また給与改定で9万9,000円ほどございますので、この金額を減額するものでございます。

12目障がい福祉費108万円の追加でございます。システムの改修でございます。平成30年の制度改正と報酬改定に係る部分のシステム改修でございます。

続きまして、2項1目児童福祉費95万5,000円の追加でございます。23節を新しく設けてございます。項目2つございますが、前年度、28年度の精算で国庫支出金の返納する部分でございます。

3項1目国民年金推進総務費63万8,000円の追加でございます。13節を新しく設けております。こちらシステム改修の委託料でございます。厚労省の年金局から通知が来まして、国民年金法に基づく届け出書の電子媒体化、そしてあと様式の統一化ということをしなければならない、そのシステム改修費の計上でございます。ちなみに、全額100%国から経費見られております。

続いて、4款1項1目保健衛生総務費58万7,000円の追加です。簡水会計への繰出金も追加でございます。

5目医療対策費30万7,000円の追加です。まず、1本目が小樽後志の二次救急医療の負担金でございます。当初国勢調査の人口で案分してございますが、22年の国調人口を使ってございましたが、今回27年に変更したということで、その部分で古平町は若干落ちるということになっております。下の余市協会病院の救急医療の補助金でございます。これは、関係町村で2,500万円を上限ということで夜間の救急の支援をしてございます。夜間の救急患者数で案分しますので、古平町が27年度は256人、28年度は283人と少しふえてございますので、補助金もふやすものでございます。

続きまして、2項1目じん芥処理費150万円の減額です。ミックスパーパーの一時保管庫の部分で150万円見てございましたが、委託先の業者との契約で業者さんのほうが用意するという旨での契約をいたしましたので、皆減してございます。

16ページ、17ページです。7款1項3目温泉施設運営費56万9,000円の追加です。指定管理料として増額いたします。括弧書きに書いていますように、ろ過機のポンプなどの取りかえの工事部分で

ございます。経年劣化によって更新するものでございます。

続いて、8款2項3目道路・橋りょう改良費653万円の減でございます。本通線～墓地通線の設計料でございますが、見直しによる凍結ということで皆減してございます。

3項2目河川維持費120万円の減額です。これは、沢江の水路の部分の工事なのですが、事業を実施しようと進めてございましたが、水路の周辺の土地で8筆が未相続、相続されていないということがあります。あと用地の協力が得られなかったということで、本年度事業費皆減でございます。

4項2目公共下水道費379万2,000円の減でございます。下水道会計への繰り出しの部分で減額してございます。1本目の水洗便所の改善命令事務経費、下水道の職員1名分の人件費の2分の1を見てございます。給与改定ございましたので、増額でございます。その他繰出金につきましては、会計の赤字部分でございます。人事異動で2名、下水道会計で見えていたが、1名ということに10月1日からなっておりますので、その部分の減額でございます。

5項3目住宅推進費につきましては、財源更正であります。

9款1項1目消防費510万1,000円の追加でございます。24ページ、25ページをお開きください。目でいきますと1番と3番、常備消防費と救急業務費の部分で124万2,000円、22万3,000円の追加でございます。節で見ますと給料、手当、共済費で給与改定等によりましての増額でございます。

目の2番目、非常備消防費、団員さんの部分ですが、311万4,000円の追加です。旅費で費用弁償の部分で128万円ということで、当初予算で計上しておりましたのは団員さん54人分、ことしの3月31日にその人数がいました。今現在19名ふえて73人います。この部分で見合うように費用弁償の増額を組んでございます。また、需用費、備品購入費では被服費、需用費の部分では活動服等です。また、備品購入では制服や防火衣の部分を見てございますが、これまで補正予算で被服費の部分、8人分増額補正、もう既にしております。19名ふえたということで、差し引き11名分を今回の予算にのせてございます。11名分、8月1日に7人入団、10月1日に4人入団ということになってございます。

目飛ばしまして4目消防施設費、備品購入29万9,000円は、ストーブが壊れました。仮眠室のヒーターエアコンが故障して更新するというので新しいものを買います。

6目の共通経費につきましては、本部職員の給与改定によるものと聞いてございます。

18ページ、19ページお開きください。10款2項2目教育振興費32万5,000円の追加でございます。扶助費で入学前の新入学児童学用品費を盛ってございます。これまでさまざまご質問ございまして、教育長からの回答もありましたように、今回盛らせていただくものでございます。文科省の通知で入学年度開始前からの援助が可能になったということで、それに合わせて実施するものでございます。ちなみに、対象者が8人いるであろうということで、単価1人4万600円ということで計上しております。中学校費のほうにはのっていないのですけれども、中学校の入学前の学用品費につきましては、現計持っている扶助費で対応できるということで今回この予算にはあらわれてございません。ちなみに、対象者は6名いるであろうと見込んで、単価が4万7,400円ということでございます。

3項1目学校管理費132万7,000円の追加です。燃料費で、中学校は床暖を昨年からきちんと入れ

るようになりました。燃料費につきましては予算は床暖の増額の部分見れなかったもので、今回実績が出ておりますので、増額するものでございます。

6項2目海洋センター費59万5,000円の追加です。燃料費、光熱水費の増でございます。本年度からスポーツクラブのほうをやっております。夜間もやっております。そしてまた、一般や団体の利用も利用者がまず倍増していますということで、利用時間も延びているということでの増額と聞いてございます。

12款1項1目公債費の元金、そして2目利子の部分でそれぞれ増減させていただきます。こちらにつきましては、借り入れの条件、固定金利ではなく、借り入れしてから5年、または10年で利率を見直すというのの借り入れの仕方をしている起債もでございます。それで、昨今の金利低下の状況によりまして増減するものでございます。

13款1項1目基金費4,639万円の追加でございます。財調基金につきましては、剰余金の部分の2分の1以上を積み立てるということで、この金額を計上してございます。また、ふるさと応援基金につきましては、今回歳入のほうで寄附金補正をいたします。そこから、先ほど説明しました事務経費等を差引まして、この金額を積み立てるものでございます。

ページめくって、20ページ、21ページです。14款1項1目職員給与費1,508万3,000円を減額するものでございます。補正の要素といたしましては、4点ほどございます。1点目が給与改定の部分でございます。11月の臨時会で改正させていただきましたように、ベースアップの部分、給料の月額ベースアップ。若手は1,000円上がったと、年配者は400円上がるということで、1,000円から400円の幅で増額してございます。また、勤勉手当0.1カ月分ふえております。続いて、2点目が採用者1名、年度途中でございますが、プラス要素でございます。3点目、退職者が当初予算で見えていたよりも6名の退職ということで減額、大幅な減額でございます。そして、4点目が会計間異動ということで、一般会計1名ふえてございます。下水道会計から10月1日1名増ということで、もろもろやりまして退職者の部分が大きく、一般職の給与で1,000万円ほど減額ということで、総額1,508万3,000円の減としてございます。

続いて、歳入、8ページ、9ページをお開きください。13款2項2目民生費補助金50万円の追加でございます。歳出でご説明しましたシステム改修費108万円の税抜き2分の1補助でございます。

3項2目民生費委託金63万8,000円でございます。システム改修費全額を見てございます。

14款1項1目民生費負担金1万3,000円の追加ということで、これは児童手当の負担金の部分で道費の負担金、28年度の精算で追給ということで給付されます。

続いて、16款1項1目寄附金584万1,000円の追加でございます。寄附金につきまして、11月までの実績に12月以降の想定を加えた結果、括弧書きにありますように4億6,784万1,000円と見込みましたので、増額するものでございます。

17款1項1目簡易水道事業特別会計繰入金3万5,000円、こちらは建設水道課長の人件費の3分の1を一般会計のほうに入れるようにしてございます。課長人件費の増加部分に対する3分の1、3万5,000円でございます。

2項1目財政調整基金繰入金1億6,000万円減額するものでございます。歳入歳出バランスをと

り、財源不足を圧縮できるであろうということで1億6,000万円を減らしてございます。ただ、括弧書きにありますように、まだ予算上は1億1,600万円取り崩すという形になってございます。

4目ふるさと応援基金繰入金2,520万円ということでございます。こちらは、歳出の土木費で見えています住宅関係のリフォーム等の3事業、これを過疎債のソフト事業で充てるように申請してございましたが、個人の資産形成に当たるものであるもので、充てられないということで財源をこちらのほう、ふるさと応援基金を取り崩して財源を振りかえたわけでございます。

10ページ、11ページです。18款1項1目繰越金、前年度繰越金9,037万2,000円の追加でございませぬ。

19款4項2目雑入136万6,000円の減でございませぬ。コミュニティ助成、ことひら子供会の不採択、また衛生施設組合の28年度の負担金、繰越金の精算、そしてその他収入は財源調整でございませぬ。

4目を新しく設けております。違約金及び延納利息ということで113万2,000円、行政報告にございましたように、契約解除ということで違約金、契約額の10%相当額、既に徴収してございませぬ。

20款1項1目総務債3,590万円の減額。集会所の凍結によりましての皆減です。

3目衛生債2,180万円の追加です。1本目、医師住宅の建設につきましては、起債の対象事業費が増加によりまして起債額をふやすというものでございませぬ。2本目の冷暖房設備につきましては新しく設けてございませぬが、歳出予算は6月の補正でやっております。過疎債の申請、1次間に合っていないので、2次申請をしたということで、今回こどもふやすものでございませぬ。

6目土木債3,250万円の減、道路橋りょう債につきましては1本目が凍結によりまして皆減、住宅推進につきましても過疎債ソフトがつかないということでの皆減でございませぬ。

最後に5ページをお開きください。債務負担行為の補正でございませぬ。1行目、立地適正化計画に対する債務負担行為、前回9月の定例会で設定させていただきました。これとは別に29年度の予算には400万円を盛っていて、この債務負担行為と合わせて1,200万円の一本契約ということで考えてございましたが、30年度に実施する部分に対して補助金がつく見込みが出てきております。それなので、契約をきちんと年度に分けてやろうと思っておりますので、29年度、本年度は400万円、予算にのっているとおりと。ここの部分をなくして30年度に800万円をどんとのせるということで考えてございませぬ。金額は変更がないということでございませぬ。

下の3本が指定管理、後ほどの議決をいただくものでございませぬが、福祉センターと温泉、あいランド広場、旅行村に対する3年間の指定管理の部分で今回執行できるように債務負担行為を組ませてもらうものでございませぬ。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず、9ページです。一番下のふるさと応援基金繰入金で、歳入で対応するところが説明では11ページの定住促進共同住宅建設費支援事業債の皆減、それから住宅取得支援事業債の皆減、それから住宅リフォーム等支援事業債の皆減ということで、その理由が町長個人のお考えだと思いますけれども、個人の資産につき込むに当たって事業債、起債を起こすのは不適當という説明だったというふうに理解しております。それで、その考えは別にして、事業債という起

債でやりますと、ある面この事業が継続的に行われていくという認識をある程度持ち得たのですが、ふるさと応援基金からの繰り入れに頼るとすれば、この基金がどこまで続くかという不安定さを考えますと、この3つの事業がこれからも貞村町長の町政運営で継続的に行われる事業なのかどうかという点について確認をしたいのです。どのようにお考えかということです。

それから次に、11ページの中段になります。役場庁舎建設基本設計業務委託契約違約金で設計業者が万歳して撤退したということで、町長の行政報告にも述べられておりますけれども、本体は役場庁舎と、それからこの文化会館にかわる会館ですね、それをセットで設計していく作業の途中であったと思います。それで、直営で年度内にこの作業を進めるという行政報告をされておりますけれども、実際どういうことなのかという点について伺います。

それから次に、19ページに入ります。1つは、入学前新入学児童学用品費の、これは小学生についての補正予算と説明されております。それで、中学生については現在の予算で対応できるということなのですが、具体的な対象者についての対応については一般質問でお聞きしますけれども、中学生の対応についてのみお伺いします。中学校に入学するに当たっては、既に3月の小学校の卒業時に入学に当たってのいろんな親御さんたちの支出が見えられますので、3月の支給ということは遅過ぎると。少なくとも2月の前倒し支給ということが考えられるのですけれども、具体的に何月の設定にして考えていらっしゃるのかお伺いします。

それから最後に、その下の中学校の燃料費ですけれども、床暖についての増額補正ということで、確認なのですが、今まで節約志向でロビーの床暖をとめていた経緯がありまして、設備的に問題が生じるという指摘をしてまいりました。このロビーの床暖の開始、そのための補正予算というふうに理解してよろしいでしょうか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目なのですが、定住促進共同住宅の事業債、それから住宅取得支援事業債、住宅リフォーム事業債、減額しているということでございますが、まず定住促進と住宅リフォームは需要がないために自然減でございます。事業を組んだけれども、やる人がいなかったというものでございます。それから、住宅リフォームにつきましても、これは個人の財産に対して公費を導入することは適債性ないということで、それは全国的にも当たり前の話なのですが、ふるさと応援基金を充当したというのは、たまたま財源がなかったもので、これを一般財源などで充当させていただいたということでございます。今後の継続性のことを多分おっしゃっていただけると思うのですが、この住宅リフォームにつきましても、個人的補助がいかかかどうかという、そもそも予算として町の公費として成り立つのかどうかということもございますので、30年度の予算の中でどのような仕組みに変えていくか。廃止するのか、それとも何か仕組みを変えて、本来の政策目的はどこにあるのかということを中心に立ち返って再検討いたしたいと考えておりますので、今これがどうなるかと、永遠に続くのかということには答えられませんが、そういうことでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、役場庁舎の建築基本設計でございますが、8月31日に契約しまして、2カ月、3カ月たって解除されて、あと3カ月、4カ月で設計やってくれといっても、幾ら大手のところ、2番札

出したところがかなりの大手の全国的にも有名なところなのですが、そこでもなかなかそんな期間ではできないということでございます。だから、延ばせばいいのでないかということですが、建築が、行政報告でも述べたとおり32年度まで、要は33年3月までに建たないと今ある起債がつかないということでございますので、何とか来年度の早いうち、5月、6月ぐらいまでに、春までには基本設計たたかないと間に合いませんので、直営で行政としてできないようなところは調査をかけまして、何とか中でたたいていこうかなということで、それしか手がないということで直営ということでございますので、そこら辺を頑張ってみようと思いますので、いろいろ今後皆様にも使い勝手がどうかとかとお示ししなければならないこともございますので、そこら辺はちゃんとやりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○教育次長（白岩 豊君） まず、1点目の入学前新入学児童学用品費の関係のご質問でございます。

中学校費の学用品費につきましては、先ほど財政課長のほうから説明ありましたとおり、今回補正予算のほうの計上、現行の予算で対応するというところでございました。スケジュールといたしましては、今の小学校6年生が今度中学校に上がる3月までの支給ということで現在取り進めておまして、ご質問の2月の支給までには、今回補正が議決されましたら今後年明けに事務を進めまして、極力2月ないし3月の中旬ぐらいまでには支給を完了するような今スケジュールで予定を進めているところでございます。

2点目の中学校の燃料費の関係のご質問でございますが、こちらにつきましては従来から床暖のほうで、小学校に比べて中学校のほうで寒いといったような、そういったご指摘もございましたので、28年度から床暖房のほうを開始いたしまして、それに伴う重油代の今回増額補正という形で、そういうことで今回予算を増額したものでございます。

以上でございます。

○町長（貞村英之君） 答弁修正させていただきますが、定住促進と住宅支援事業あったのですが、財源振りかえるということでございます。いずれにしても、適債性のことで過疎ソフトであろうが何の事業債であろうが、公的資金を個人の財産形成に充てるということではできないということで、これは私の考えと思われているかもしれませんが、これ振興局のほうの判断でございますので、別に私がだめだと言ったわけではございませんので、そこら辺はご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） トド被害についても、直接補償は日本ではしないという前提でお役所も通っていますけれども、ただ全国的に地域経済の活性化ということで住宅リフォーム事業というのは各自治体で積極的に進めていることなので、そういうことからするとそういう殻を破って各自治体の首長さんがやられているということなので、そういう前提で見ているものですから、ぜひとも継続を前提に取り進めていくべきかなというふうに思っています。

それで、先ほどの庁舎の期限ですね、平成32年度までという当初の計画がありましたけれども、確認なのですけれども、庁舎ということで説明されていますので、会館も含めて32年度まで設計し

なければならないという前提なのでしょうか、それとも庁舎部分だけということなのでしょうか、その確認を求めたいと思います。

それと、17ページの土木費で上段のほうになります。本通線から墓地通線実施設計委託料が皆減になりましたけれども、1つはこの要望を議会で取り上げるに当たって、お寺さんですけれども、寄附者のほうから好意的に全面的に寄附するというご厚意をいただいた経緯があります。それで、寄附者の方のご意向というものを今後継続していただけるのかという点が1つ気がかりでありました。それと、財源でありますけれども、事業債を使うにしても一般財源を使うにしても、あの通りが利用されている過去から現在まで、転落、滑落による死亡事故だとか、それからけがには至らなかったけれども、車両の滑落というのは実際具体例として耳にしているのです。町道の管理者として今後の安全管理の問題もありますし、この狭い道路、町道についてはやはり改善を緊急に求めなければならないという前提がございますけれども、今後どのように扱っていくのかお伺いします。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の再質問にお答えいたします。

まず、32年度までの件でございますが、これは庁舎だけでございます。庁舎さえ32年にできれば起債はできるということでございますが、全体計画として立地適正化計画、まちづくり交付金等も入れることから、計画としては32年度まで上げなければならないということもございます。あちらのほうは多少延びても大丈夫ですが、一応計画としては32年度までの計画でありますので、これは32年度までに仕上げなければならないということでございます。

それから、住宅リフォームについてでございますが、私も小樽にいるとき携わった経緯がございまして、これもやはり起債を充てようとしたのですが、そのときは適債性ないということで、今政策的に特化した形をとっておりますので、そこら辺も参考にしながら今後のあり方を進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つは、17ページでしたか、本通線でございますが、当初過疎債を充てる予定でいたようでございますが、過疎もわかりますし、こういう小規模事業はカットされる、枠からオーバーするものですから、カットされる傾向がございます。案の定だめだということでございますので、今回見送ったところでございます。なお、安全性につきましてもどのように、例えば柵つけるとか、そこら辺も考えていかなければならないとは考えておりますので、今後の検討課題として認識しておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

寄附受けているのかな。副町長が答えますので、よろしく願いいたします。

○副町長（佐藤昌紀君） 寄附者の意向については、この事業を決断したときに私も行ってお話ししてまいりました。寄附者としては、役場として事業を進めるのであれば寄附いたします。進めないのであれば寄附しないということで、そもそもここを広げることによって、逆に車両のスピードが上がるのでないか。歩行者との関係で、逆に危険性を増すこともちょっと心配はしていたのだというお話もいただきました。ということもありますので、寄附者としては町が事業をきちんと進めるのであれば快く提供いたします。町としてやらないのであれば、そのままで結構ですというお話をいただいております。

○1番(木村輔宏君) 13ページの古平町開町150年記念誌作成業務委託料を削除しました。これは、別に問題ではないのです。これ150年で何の行事をしますかというものが出ていたのかなと、わからないので、まず確認でお聞きしたいのです。だとすれば、その中のそういう作成委託料は削りますよということなのか、こういうものをやるけれども、委託料はなしであるということなのかということになると思います。それをお聞きしたいです。

それから、20ページから21ページになる、それから全体的なことになるのですけれども、給与費の中で、これは特別手当等が減っているということについては退職者がいたということで減ったのだらうと思うのですけれども、町の職員さんを最近見ますと、何人かの方が休職していると言ったらいいのか、病気で出ていないという方々がおります。そういう方々に勤勉手当等、それから特別手当等というものについては出さなくてはいけないというものがあるのか、その辺の、それからまたそういう方々が、ちょっと話がずれるかもしれませんが、働く意思があって、それでも病気で出ないのか。きょうも出なくてはいけない方が出ていませんけれども、そういう方々に対して町はどういう対応したらいいのかということになると思うのですけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長(松尾貴光君) 開町150年事業のほうからまずお答えしたいと思います。

開町150年事業については、昨年実施方針、こういう方向性で開町150年に取り組んでいきたいという方針の説明をさせていただいたところでございます。先行して取り組まなければ開町150年に間に合わない記念誌、あとシティプロモーション、そのキャッチコピーですとか、そういうものについて先行して29年度予算を組んでいた状況でございます。ただ、今般交付税ですとか減って財政状況悪くなってまいりました。今年度組んでいる事業については、全額一般財源、丸々町の持ち出しでございますので、一端縮小を検討して、この部分については落としますと。記念誌については、今年度町勢要覧もつくっておりますので、そちらのほうに振りかえるですとか、シティプロモーション、いわゆる古平町のイメージ向上、PRについては来年度道の補助金ですとかそういうものを入れながらさまざま検討していきたいなど、今30年度の予算編成に向けて検討を重ねているところでございます。

次に、まず1点目、特別職の給与が減っているという部分についてなのですが、これについては副町長の退任、選任で期間がございまして、その分日割りで計算しております。決算見込みの数値にするのにこの分減額となっております。あと勤勉手当なのですが、病気休職等々している者については、期間率というものがございまして、減額をして支給をしております。今病気で現在メンタルの部分で休職している者は1名おられますが、そういった者についてはメンタルヘルス対策ということで、厚生労働省ですとか国の人事院ですとか、そういうものの指針等々に基づいて主治医、必要であれば別の医者をお願いすることもあるかと思うのですが、主治医の意見を聞きながら対応をとっているところでございます。

○議長(逢見輝続君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 平成29年度古平町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで半まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時27分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第48号

○議長(逢見輝統君) 日程第5、議案第48号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第48号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ763万4,000円を減額し、総額を2億1,536万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。議案40ページ、41ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、既定の予算から1,551万4,000円減額し、予算額2,335万7,000円とするものでございます。こちらは、先ほど一般会計の補正予算の説明でも申し上げましたが、給与改定による人件費の増額、それから都道府県化に伴います標準システムの導入費用の減額として皆減をしているものでございます。同じく2目広域連合負担金でございますが、既定の予算に296万6,000円増額し、予算額1億8,610万6,000円とするもので、平成28年度の後志広域連合負担金の精算により介護納付金分に296万5,277円、不足が生じております。こちらを追加徴収となりますので、増額補正するものでございます。

3款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金でございますが、既定の予算に25万3,000円を増額するものでございます。こちらは、過年度分の保険税について更正が発生しまして、さかのぼっての還付が必要なケースが想定よりも多くなったことによります。

4款予備費でございますが、既定の予算に466万1,000円を増額します。こちらは、財源調整としての増額でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。38ページ、39ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項1目総務費補助金でございますが、既定の予算から312万3,000円を減額いたします。減額の内容の主なものとしましては、歳出のほうでも説明いたしましたが、事務処理標準システムの導入費用が広域連合の支出となったことにより財源として計上しておりました国庫補助分を減額するものでございます。

続きまして、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、既定の予算から6,191万4,000円を減額します。こちらは、歳出で増減のありました人件費及び先ほどの標準システムの費用分の繰入金の調整、それから財源調整としまして財政支援繰入金を全額減額といたします。

5款繰越金、1項1目繰越金でございますが、既定の予算に1,296万6,000円を増額するものでございます。こちらは、28年度決算の剰余金の繰り越しとなっております。

6款諸収入、3項1目広域連合支出金でございますが、4,443万7,000円を増額するものでございます。こちらは、平成28年度の広域連合分賦金の精算分としまして4,443万7,504円が還付されるための増額でございます。内訳としましては、医療給付分と後期高齢者支援金分の減となったものでありまして、先ほど歳出で説明いたしました介護納付金の分については追加徴収となっております。これらの広域連合負担金については、去る11月24日開催されております後志広域連合定例会において補正の議決をいただいております。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀 清君） 39ページなのですけれども、精算還付金なのですけれども、この還付金というのは毎回毎回金額的なものを結構大きいような形の中で還付されているのですけれども、この還付金というものの計算というものを、要するに最初から負担金をきちっと計算できれば、こんなに返ってこないというような考え方できるのですか。ちょっとそこら辺の仕組みというのを説明してもらいたいのですけれども。

○民生課長（五十嵐満美君） 広域連合分賦金の精算還付金でございますが、昨年度と本年度、若干多く4,000万ほど出ております。こんなに出ることが毎年のことなわけではなくて、数年前には還付金、戻ってくるのではなくて、追加徴収されていることもあったと記憶にあります。毎年きちんとした精算をしていればということなのですが、予算を組む上で負担金を広域連合構成町村全体で計算いたします。たまたま昨年度もなのですが、今年度も医療給付分が人口減によるものもありますが、医療給付分、療養費給付金のほうですが、思いのほかかからなかったということで、古平町に戻ってくる金額が今年度も4,000万を超えている状況にあります。

○2番（堀 清君） まず、現在の答弁というのは、あくまでも現場主義であって、そこら辺の上手な予想がなかなか立てづらいというような形の中で理解してよろしいですか。

○民生課長（五十嵐満美君） 療養費につきましては、毎年変動があるかと思えます。薬の値段が高かったりすると、その年度インフルエンザがはやったりですとか、そういうことで療養費がふえることもありますが、もう一つの大きな原因としましては、前期高齢者交付金といいまして、3年

のサイクルで精算して戻ってくるという交付金がございます、昨年度、今年度ともに前期高齢者交付金の戻りが多かったことも還付金が高額になった要因の一つになってございます。ただ、前期高齢者交付金の計算につきましては非常に複雑で、3年先の計算、当然できるわけでありませし、難しい計算なので、見通しとしては予算の立てづらいものとなっているところですが、さっき言ったように昨年度と今年度については前期高齢者交付金の戻り金が多かったこと、それから療養費がかからなかったことで還付金が多いという結果になっております。

○2番（堀 清君） まず、こちら側である程度の計算ができないというのはちょっと理解できないのですが、計算式というのは本当に複雑だというのは理解するのですが、結果的には広域連合から例えば請求でも還付でも出されたままで、こっちでは検索するというようなことはできないのか。

○民生課長（五十嵐満美君） 広域連合において構成町村に今年度これだけの負担金を請求しますよ、交付金はこれだけおりの予定ですよという数値が全部おりてきております。構成町村それぞれでは、それを計算するのは不可能だと思われま。今の段階では、広域連合からおりてきた数字をもとに古平町の予算を計上しているという現状にあります。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号

○議長（逢見輝続君） 日程第6、議案第49号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第49号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5,955万6,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。52ページ、53ページをお開きください。1款総務費、1項

1 目一般管理費でございます。既定の予算から29万4,000円を減額するものでございます。こちらは、当初予算で計上しておりました人件費について、給与会計及び決算を見込んでの増減を整理したものでございます。

4 款予備費でございますが、既定の予算に15万円を増額し、31万3,000円とするもので、こちらは財源調整のための増額補正となっております。

続いて、歳入のほうに移らせていただきます。50ページ、51ページをお開きください。3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金で、既定の予算763万8,000円から29万4,000円を減額し、734万4,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の増減により職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金、既定の予算に15万円を増額するものでございます。こちらは、28年度の決算剰余金の繰り越しでございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第50号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第50号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億558万7,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を60ページ、61ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、64ページ、65ページをお開きください。1、1、1、一

般管理費、補正額としましては27万2,000円の増額でございます。これにつきましては、一般会計の補正予算のほうでもご説明あったと思いますが、人事院勧告、給与改定に伴う増額が主な要因でございます。

3、1、1、元金、その下、2目利子につきましては、歳入の増額補正に伴う財源更正でございます。

5、1、1、予備費31万5,000円の増でございます。これにつきましては、歳入歳出を均等にする調整額でございます。

引き続きまして、歳入の説明を申し上げますので、62ページ、63ページをお開きください。5、1、1、一般会計繰入金、補正額としまして58万7,000円の増でございます。これにつきましては、公債費の交付税算入額が確定しましたので、その分の増額分の補正でございます。

以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第51号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第51号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,920万8,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を72ページ、73ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、76ページ、77ページをお開きください。1、1、1、一般管理費、補正額としましては379万2,000円の減でございます。これにつきましては、人件費で

ざいまして、一般会計でもご説明しましたが、会計間異動、10月1日から下水道1人減という形になっておりますので、その部分に伴う減額部分が大半でございます。

引き続きまして、歳入の説明を申し上げますので、74ページ、75ページをお開きください。

4、1、1、一般会計繰入金、補正額としましては379万2,000円の減でございます。これにつきましては、歳出の減額補正に伴う一般会計の繰入金が増加したものが要因でございます。

以上で議案第51号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第51号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第52号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第52号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5,129万9,000円とするものでございます。

まず、大きなものとしましては、前年度の決算剰余金の部分を繰り入れるものでございます。それと、給与改定等による人件費の増額補正でございます。

それでは、歳入からご説明いたしますので、議案92ページ、93ページをお開きください。まず、下から3款1項1目繰越金についてですが、補正額582万円の増額をいたしまして、合計582万1,000円とするものでございます。これは、28年度決算が確定しましたので、前年度からの繰越金でございます。

その上、2款1項1目一般会計繰入金につきましては、今ご説明しました前年度繰越金の増額分582万円から、これから説明いたしますが、歳出の人件費増額分9万9,000円を差し引いた572万1,000

円を減額し、合計1,839万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。94ページ、95ページをお開きください。1款2項1目居宅介護支援事業費、既定の予算に9万9,000円を増額し、904万2,000円とするものでございます。これにつきましては、給与費改定等に伴う係長1名分の人件費の増額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第52号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時54分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第53号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第53号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第53号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

説明については、薄い説明資料のほうで、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。説明資料1ページ目をお開きください。第16条の改正については、目的地内を巡回する場合の交通費及び諸雑費を賄うために支給されることとされている日当の支給しない範囲をこれまでの鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル、または陸路50キロメートル未満の旅行から北海道内の日帰り出張に北後志の町村の状況を勘案し、改正するもの。

別表第1は、外国人観光客の増加を背景に、道内外の宿泊料が高騰し続けており、現状の宿泊料及び日当では賄い切れない場合があることから、宿泊料及び日当を国家公務員等の旅費に関する法律及び北海道職員等の旅費に関する条例に準じた金額に改正するものです。

改正内容については、町長を初めとする特別職については、日当及び食卓料を1,000円から3,000円に、道外の宿泊料を1万2,000円から1万4,800円に、道内の宿泊料を8,000円から1万3,300円にする改正。一般職の職員については、日当及び食卓料を800円から2,200円に、道外の宿泊料を1万2,000円から1万800円に、道内の宿泊料を8,000円から9,800円にする改正でございます。

次のページの別表第2については、文言の整理となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第53号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、議案第54号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第54号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

議案の103ページと説明資料の3ページをごらんください。本件は、平成27年4月1日から3年間を期間としております古平町地域福祉センターの指定管理が平成30年3月31日をもってその指定期間が満了することに伴い、平成30年4月1日以降の当該指定管理について、平成18年度から実績のあります社会福祉法人古平町社会福祉協議会に対し、古平町公の施設にかかわる指定管理者の手続等に関する条例第2条ただし書きに基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとし、平成29年11月14日に公募によらず指定管理者の候補者として指名したところ、同月24日、当該法人より指定管理者の指定申請があり、同月30日に佐藤副町長を委員長とし、ほか4名の委員で構成された指定管理者選考委員会において審議を行いました。

説明資料のほうをごらんください。左の表です。下から3段目のところに審査方法ですが、審査方法は形式審査と評点審査とし、要点を満たしているかのマル・バツ形式で審査をしております。それから、審査内容の評点審査結果表は右側の表でございます。こちらのほうは、選定基準の①から⑤、それに基づく審査項目とその着目点の内容について審査した結果、一番右側の欄に地域福祉センターとございますが、全てにおいて満たしているという判断になってございます。この報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定いたしたく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案をごらんください。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町地域福祉センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、古平町大字浜町711番地、(2)、法人名、社会福祉法人古平町社会福祉協議会、(3)、代表者職氏名、会長、加我孝芳。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

また、当該指定管理にかかわる債務負担行為につきましては、先ほど議決いただきましたが、施設管理分については一般会計で、デイサービス事業分については介護保険サービス事業特別会計に計上させていただいております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第54号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第55号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（宮田誠市君） 上程されました議案第55号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年4月1日から3年間を指定期間として実施してきております古平

町温泉保養センターの指定管理が来年の3月31日をもちましてその契約を満了することから、平成30年4月1日以降も引き続き地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議決を求める事項につきましては、記以下に記載のとおり、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町温泉保養センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人(団体)住所、札幌市中央区北6条西22丁目2番7号、(2)、法人(団体)名、株式会社東洋実業、(3)、代表者職氏名、代表取締役、横田正弘。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

次に、候補者の選定内容についてご説明いたしますので、先ほどの議案第55号でも使用しました別冊説明資料の3ページをお開き願います。古平町温泉保養センターの指定管理につきましては、平成29年10月26日から同年11月24日までの募集期間中、株式会社東洋実業1社からの申請があり、去る11月30日には副町長を委員長とし、ほか4名の委員で構成します選定委員会を開催し、各項目ごとに審査を行いました。審査方法につきましては、形式審査と評点審査の2通りの方法で審査を行い、形式審査につきましては申請資格及び申請書類を審査し、また評点審査につきましては審査書類に記載された内容について、右側の表に記載の評点審査結果表を用いそれぞれの要件を満たしているか否かをマル・バツ方式で審査いたしました。

次に、候補者として選定した理由につきましては、審査の結果、全項目の要件を満たしており、安全、安心な施設管理者と両者のニーズに合った事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者としての的確であると評価しました。なお、評価審査の結果につきましては、右側の表のとおりとなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、討論を終わります。
これから議案第55号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号

○議長(逢見輝続君) 日程第13、議案第56号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について

てを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（宮田誠市君） 上程されました議案第56号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、さきに議決をいただきました温泉の指定管理者と同様に、平成27年4月1日から3年間を指定管理期間として実施してきております古平町あいらんど広場の指定管理が来年の3月31日をもってその契約を満了することから、平成30年4月1日以降も引き続き地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議決を求める事項につきましては、記以下に記載のとおり、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町あいらんど広場。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人（団体）住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、（2）、法人（団体）名、太平ビルサービス株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役会長兼社長、狩野伸彌。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

次に、候補者の選定内容につきましてご説明いたしますので、先ほどの議案でも使用しました別冊説明資料の3ページをお開き願います。古平町あいらんど広場の指定管理につきましても、温泉の指定管理と同様に平成29年10月26日から同年11月24日までの間募集を募ったところ、太平ビルサービス株式会社1社からの申請があり、去る11月30日に選定委員会を開催し、各項目ごとに審査を行いました。審査の方法につきましては、形式審査と評点審査の2通りの方法であいらんど広場と家族旅行村をセットで審査し、その評点審査の結果につきましても右側の表のとおりとなっております。

次に、候補者として選定した理由でございますが、これも記載のとおり温泉の指定管理者と同様の評価ということで、この詳細につきましても省略させていただきます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議案第57号 古平家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（宮田誠市君） 上程されました議案第57号 古平家族旅行村の指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、さきに議決をいただきました温泉の指定管理、あいらんど広場の指定管理と同様に、平成27年4月1日から3年間を指定期間として実施してきております古平家族旅行村の指定管理が来年の3月31日をもちましてその契約を満了することから、平成30年4月1日以降も引き続き地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議決を求める事項につきましては、記以下に記載のとおり、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平家族旅行村。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人（団体）住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、（2）、法人（団体）名、太平ビルサービス株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役会長兼社長、狩野伸彌。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

また、候補者の選定内容につきましては、さきに議決をいただきましたあいらんど広場の指定管理とセットで審査し、候補者としての選定した理由につきましても同様に評価してございますので、その詳細につきましても省略させていただきます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 古平家族旅行村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号

○議長（逢見輝続君） 日程第15、議案第58号 求償請求事件の和解についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第58号 求償請求事件の和解について提案理由の説明を申し上げます。

古平町が北海道水産多面的機能発揮対策協議会に対して支払った損害賠償債務に係る求償請求事件の訴え提起前の和解を次のとおり札幌簡易裁判所において成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方、古平郡古平町大字沢江町189番地1、田名辺信行。

和解の内容、別紙和解条項のとおりとなっております。

次のページをごらんください。和解条項案として、相手方は、申立人……申立人は古平町になります。に対し、本件の解決金として1,083万7,499円の支払い義務があることを認める。この解決金1,083万7,499円は、町が国家賠償法に基づき北海道水産多面的機能発揮対策協議会に解決金として支払いをした金額1,954万2,894円、うち交付金が1,854万2,894円、遅延損害金が100万円から相手方から弁償を受けた870万5,395円を差し引いた金額となっております。

2、相手方は申立人に対し、前項の金員を次のページ……見開き、次のページにあります分割払い一覧表によって申立人が支払う口座に振り込んで支払う。送金手数料は、相手方の負担とする。

3、相手方が前項の分割金の支払いを怠った場合には、当然に期限の利益を失い相手方は第1項の金員から既払金を控除した残額、及びこれに対する期限の利益喪失の翌日から支払い済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払う。

4、申立人と利害関係人田名辺龍男は、相手方の第1項の債務の支払いを担保するため利害関係人所有の……本日話し合いがまとまりまして、配付いたしました物件目録記載の土地建物につき、次のとおり順位1番の抵当権を設定いたします。債権額、1,083万7,499円。損害金、年5%。抵当権者、申立人。債務者、相手方。設定者、田名辺龍男。

5、相手方は、申立人に対し別紙物件目録土地建物について前項の抵当権設定合意に基づき、本和解成立後速やかに、抵当権設定登記手続をする。登記手続費用は相手方の負担とする。

6、申立人及び相手方は、本和解条項に定めるほか、本件に関し何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7、申し立て費用は、相手方の負担とするとなっております。

今後のスケジュールについては、議決後町が訴えを提起する前に札幌簡易裁判所に和解の申し立てを行い、裁判所が相当と認めた場合に和解が成立し、和解調書が作成されることとなります。和解期日までに1カ月程度要する予定となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第58号 求償請求事件の和解についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 陳情第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第16、陳情第13号 「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」（案）採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第17 陳情第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、陳情第14号 「日本国憲法第9条改正に反対する意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号 「日本国憲法第9条改正に反対する意見書」（案）採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第18 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第18、一般質問を行います。

一般質問は、木村議員、工藤議員、堀議員、真貝議員の4名です。

一般質問は、一問一答方式で、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

順番に発言を許します。

最初に、木村議員、どうぞ。

○1番（木村輔宏君） 一番最初にお話ししたいのですけれども、福祉灯油についてでございますけれども、先ほど首長の行政報告の中にございましたので、非常に質問しづらい面でございますけれども、昨年の灯油の平均価格は安定しておりましたのですが、ことしは11週連続で上昇しており、現在は1リットル80円以上です。産油国が協調して減産しているとのことでございます。ことしの福祉灯油、早期に実現するのではないかと考えていたのですが、また例年100リットルくらいなのですが、200リットルくらいの金額の助け合いはできないものなのでしょうかということでございますけれども、3回ですから、もうちょっと追加してお話ししたいと思います。

実は、先ほど首長がお話ししたのでいきますと73円というのが今までの、それ以上高くなったら推移しますというお話がありました。実際には80円超えてございます。ということは、去年が約60円とすれば、約2割以上高くなります。ですので、10年以上前から73円ですよということであれば、どこを基準にしたら福祉灯油が皆さんに対象としてなるのか、まずお聞きしたいと思います。

○町長（貞村英之君） 木村議員の一般質問にお答えいたします。

どこを基準にしたらという、福祉灯油自体は平成19年度からの制度だと聞いておりますが、これは道が当時の規制補助金の中に組み込んだと同時に、そのときの議論なのですが、寒冷地に住んでいる人というのは大体冬の備えはして生活するというのは昔から受け継がれてきていることだ。ただ、いきなり上がると、高騰に対して生活の備えがつかなくなるということでできた制度でございます。それで、私道にいたときちょっと絡んでいたのですが、そこら辺は記憶しているのですが、ですから対象者というのはあくまで高騰に対応できる人ではなくて、できないような低所得者層というのがこの制度の趣旨でございます。なぜ73円、税抜き73円で逆算すると大体79円弱が、今8%の消費税とすると79円弱くらい超えたらということなのですが、その基準というのがどういう趣旨でつくったのかわかりませんが、ひもといえますと19年度の春ぐらいが大体70円そこそこの金額だったのかなと。それを基準にしたのかなと考えておりますが、後志管内見ますと、余り基準設けているところないのです。行き当たりばったりで、お金あれば出すとか出さないとか、そんな感じでやっているのかなと思いますけれども、ただうちは73円、79円弱と設定しております。ことしは、先ほど申したように去年の12月が73円ですので、今12月1日で82円ぐらいになっていますので、10円くらい上がっているのですけれども、4月からずっと推移していますが、77円、70円、77円になって、5円くらい上がっているのかなと。そんな急激な高騰ではないという判断をいたしましたところでございます。それで、ことしはいいでしょうと。12月1日を基準にしているのですが、12月1日になると、道は11月1日のはずなのですから、予算組みづらいのです。それで、基準日を考えなければならないしということで、どのような制度にするか来年に向けて考えていこうということをお話したところでございます。ただ、73円、79円弱というのが、それが正しいかどうかというのはわかりませんので、ここより寒い寒冷地、設定しているところもありますので、そういうところが幾らで設定しているのかとか、そういうものを基準にして、参考にして基準額を今後もっと七十何ぼとは言わず、考えていかなければならないなということでございますので、基準をどう考えているかと申しますと、これから検討していくということでしたらと思っております。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） 基準値が先ほどのお話でいくと73円ということ、これは10年ほど前からそうなのですけれども、ただ、今この情勢でいきますと、もっと上がるのではないかというお話が出ています。とすれば、来年73円の基準をどうこうという形で来年は考えましょうというお話ですけれども、逆にもっと高騰した場合は、ことしでもそれをやるという意味はございますでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

事の質にもよりますけれども、今現在そこまで乱高下激しいというわけでもないし、余り激しかったら当然町内の施設も補正予算出てくるはずなのですけれども、出てこないわけですから、そこまで激しいのかなというのも疑問に思うところですが、余りにも不可抗力で、何倍にもなるようでしたら、それは考えていかなければならないなと思っております。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） しつこいようですが、もう一回聞きます。

どのくらいまでいったら福祉灯油差し上げるといふ考えを持っていますか。

○町長（貞村英之君） 再々質問にお答えいたします。

どのくらいまでというのも余り考えていないのですが、泊原発とまったときに電気料かなり上がりましたよね。あのときで大体24と言いますけれども、オール電化の人、暖房費で4割か5割上がっているのです。そのときも一言も誰も何も言わないわけですから、そういうのを考えますとどうなのかなというのもございますし、なぜそっちのほうが余り議論されないで、灯油だけなのかなというのも少し……だから、今度の制度設計のときには、全体としてどういうふうを考えていくかも議論していかなければならないと思っておりますので、幾ら上がったからというのではなくて、生活を見てどういう制度にするか基準を決めて、それを上回った額の何リットルというのか、いろんな制度をつくれると思うのです。そこら辺を考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（逢見輝続君） 続いて、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） まず、1点目、集会所について、明和集会所は計画の見直し、西部集会所は計画変更、そして中央集会所は今秋に雨漏りが数カ所あり、応急処置をしております。各集会所に対し、町はどのように考えているのでしょうか。個別に説明いただきたいと思っております。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

各集会所の統廃合ですが、個別にどうのこうのというのはちょっとあれなのですが、平成30年度に立地適正化計画、それから都市再生整備事業計画、それから交通関係の地域交通網の計画を検討することとなっておりますので、そういう段階でどのように対処していくか。廃止するのか、このまま延期していくのか、そこら辺を判断してまいりたいと思います。

なお、個々の文化会館の後の施設の供用開始となります34年ぐらいまでには、各集会所、個々にできますけれども、その間については古いものですから、修理は当然出てくると思っておりますので、必要最低限度の修理は維持補修を行いながら運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 私は、西部と明和の集会所には行ったことがないので、どの程度の利用があるのかというのはわからないので、中央集会所に関してだけ町長の考えを。中央集会所の場合は、うちの町内を初めとして栄町、それから曙、それから旭でもたまに使うことがありまして、非常に地理的には便利な場所にあります。そして、あそこの集会所では今まで、ことしはなかったのですが、過去に何年間にわたって身寄りのない人の葬儀だとか、それからひとり暮らしで親戚が地方にいるような人が亡くなった場合の葬儀とか、かなりあそこでやっているのです。それから、例えば生活がちょっと大変でお寺にお金を出せないの、集会所で何とかという葬儀も何回もあそこで経験しております。非常に使い勝手のいい集会所だと思っているのです。そして、今度例えば中央集会所をなくして、そして新しくできた集会所の中に例えばそういう葬儀等ができるような施設を果たしてつくれるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の再質問にお答えいたします。

中央集会所の稼働状況は見ておりますが、なかなかこっちのほうで統合した場合にそういうような使われ方をしているのであれば、当然そういうものも加味していかなければならないと考えております。今後の話でございますので、今の利用実態等を勘案しながら、統廃合を行うのであれば、そちらのほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） それから、雨漏りの件なのですけれども、来年度屋根直していただけるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 雨漏りがあるというのであれば、それはもちろん直したいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次の質問、避難道路について、最近北海道各地で小さな地震が多発しています。万が一大きな地震があつて、古平余市間、古平神恵内間で土砂崩れや道路崩壊があつた場合、古平は孤立する可能性があります。古平余市間の避難道路が必要です。原発事故も考えておかなければなりません。町長の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の2番目の質問にお答えいたします。

避難道路の件でございますが、古平余市間、古平神恵内間といろいろあると思いますが、原発事故を含めて災害起きたときの代替道路というものはたくさんあるに、それはこしたことないのですが、何せ国も道路新設なんていうのはなかなか今やっていただける時代でございません。それでも毎年中央要望、それから小樽開発建設部、それから開発局に対しては要望を続けているところでございます。まず、共和から古平に向かう蕨台古平線、この未開通区間を早く開設してほしいと。それから、古平から然別、仁木ですね、新設道路を整備してほしい、それから古平余市間の新設も、こういったところも要望しているところでございますので、地道に要望を続けていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 豊浜トンネルが落ちたときに、やはり通行どめになりまして、そして真冬

でありましたけれども、皆さん全員当丸峠を通過して地方へ出かけた人は帰ってきているような状態もあって、そういうこともあったので、非常に危険な場所でもあるのです。そして、当丸峠はたびたび土砂崩れも起きておりますし、古平の海岸線も昔から雪崩の多いところだったものですから、その辺を加味して、そして余市の富沢だとかあの辺、すぐ裏の豊丘方面に抜ける林道が何かあるそうです。そして、私一回どこかの林道行ってみたら、共働の家のすぐそばを通過して共働の家がすぐ見えるようなところに立派に砂利の敷いた道路がついていましたので、そういうところをうまく利用すれば避難道路ができるのかなと思っておりました。その辺はどうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

こういった道路、当丸峠等も確かにしょっちゅう崖崩れも起こりますし、トンネル崩落等あったら孤立化するのは重々承知しております。しかるに、やはりそういうのを複数あったほうがいいと思います。ただ、林道を道路として整備する。林道としてやるのならいいのでしょうか。なかなか生産拠点がなくて林道の整備も採択していただけないですし、道路認定するとなると、それ以上の莫大な労力がかかって、何年かかるかわからないという状況になりますので、今の林道、どのような状況かも含めて、できるかどうかというのも検討してまいりたいですし、寸断されたときの対象方法というのか、そういうのも新たな要望の中にこういうところで困るよということを入れながら要望していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） ことし、余市町でちょっとした会議がありまして、そのとき町長も出ていまして、そのとき私傍聴に行っていたのですけれども、町長、たしかそのときにもこの避難道路の話がされていたような気がします。そういう点から、この避難道路に関して関係官庁に強く要望していただきたいと思います。

終わります。

○議長（逢見輝統君） 続いて、堀議員、どうぞ。

○2番（堀 清君） 私は、病院のことについて質問したいと思います。

朝の町長の行政報告の中で去年とことしの受診の人数のほうはきちっとした形の中で提出されていますので、その点についての答弁は割愛してもらいたいと思います。

そしてあと、3番目なのですけれども、今年度まだ途中なのですけれども、当然指定管理料というのを支払うと思うのですけれども、ざっくばらんで結構ですので、現在わかる金額についてお知らせしてもらいたいと思います。

それとあと、最終的にはこの病院を継続するためには、指定管理料の上限、最高出してどれくらいまでかというのをあると思うのですけれども、そこら辺の金額についての答弁もしてもらいたいと思います。

○町長（貞村英之君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

海のまちクリニックについてでございますが、まず受診人数についてでございます。29年4月から11月までということで調べましたが、行政報告の中にも表載せておりますので、足せばわかりますが、現在6,716人、診療日数は165.5日、それから28年度6,183人、診療日数135日、これを1日当

なりに直しますと、平成29年は41人弱、それから平成28年度は46人弱ということで若干減ってきております。

それと、指定管理料の予想ということでございますが、予算としては医師2名体制、有床18床ということで積算しておりますが、その積算に基づきまして29年度も大体同じ額1億4,993万8,000円計上しておりますが、28年度は医師1名体制で有床診療やっておりますので、決算としては6,694万2,000円を支払っているところでございます。ことしはどうかといいますが、予算上毎年度の年度協定のときの決定している額でございますが、医師2名で1億1,347万1,000円、これは医師2名分でございます。ただ、1名でございますから、医師1名2,500万引きますと、9,000万弱ぐらいかなと思っておりますが、ただショートステイやっておりますので、そこら辺がどのぐらい赤字なのかわかりませんので、そこら辺が上乘せされるということになるのかなと。いずれにしても、28年度の決算につきまして詳細な資料を求めても出てこないのです。全然分析できる状況ではないので、今あちらの恵尚会のほうには出すように求めているのですが、出してくれないという状況でございますので、そういうことをしているのであれば、なかなか今度支払いもできなくなってくるので、そこら辺は今後交渉していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番(堀 清君) 恵尚会が当町に入ってくる時には、要するに大体3年くらいたないと、その当時の患者さんの数には到達できませんよというような説明していたのですが、結果的に去年から現在までというと結構な月数経過している中で、要するに現場として考えれば病院へ行っている患者さんというのは大したふえていないのです。だから、そういう面で恵尚会自身はどのような答弁をしているのか。そしてまた、ことしの4月には前院長だった先生をチェンジする形だとか、結果的には当初約束していたことが大半のものが計画どおりしていないような行動を結構とっているのです。そしてあと、今回特別交付税等々のこともありましたけれども、計画では要するに有床診療をしないと経営として絶対成り立たないということで、当初町側の考えはそれを経費がかかるからやらないという形の中で病院探しをしていた中で恵尚会から提案されて有床診療をやる。そういうことで契約をとったはずなのですけれども、現状で先生もまだ確保できていない。さまざまなことが恵尚会自身の努力が足りない中で現在なっているというような形なのです。そこら辺を行政としてどのような形の中で考えているのかお聞かせください。

○町長(貞村英之君) 堀議員の再質問にお答えいたします。

確かに当初去年の協定書を見ると、18床を確保しつつ医師2名体制でというのが当初の約束であったのかなと思いますが、私当時は外から見えていたけれども、18床確保して、医師は確保できるけれども、看護師のコメディカルは無理だろうなというのが普通は考えますね。ただ、当時は外のことだったので、何も言えませんでした。実際なってみるとやっぱり18床は無理だと。今回の特別交付税の減額も錯誤ということになってはいますが、本来18床を確保していれば何も錯誤ではなくて交付税のカットなんてされなかったわけですから、こんなこと考えるとダブルで損しているわけでございますから、ちょっと困ったなと思っているところでございますが、いずれにしても当時掖済会やっていたところは医師2名で赤字といっても2,000万ぐらいだったのです。それが医師2

名体制で、ことしは医師1名でも1億ぐらいの赤字になるわけですから、はっきり言って2倍どころではない、5倍とかそのぐらいの赤字になるわけですから、管理体制どうなっているのか、運営体制どうなっているのか、詳細な書類求めたいところなのですけれども、出してくれないものですから、今後出してくれなかったらそれなりの法的に進めていかなければならないなど。自治法では、幾らでも監査できることになっておりますので、そういうのを含めまして対応していきたいなと思っておりますし、税収2億弱の町で1億2,000万もの運営費を出す、そのほかにレントゲンなりベッド買う、何買う、それから医師住宅つくるといったら2億以上の金を、毎年税収以上のお金を捨てているわけでございますから……捨てていると言ったらちょっと語弊ありますけれども、かかっているわけでございますから、果たしてそれが町としてどうなのかということも含めまして、今後1年、2年、あと3年ぐらいあるのかな、3年あると思いますが、その中でどのようにしていくか検討していかなければ、財政上対応できなくなりますので、きっちり対応していきたいなど、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（堀 清君） あと、要するに地元の病院に対する町民の地元の病院を使うのだという、そういう気持ちというか、どうしても他町村に行っているというのが大半だと思うのですけれども、私もそういう中で帰ってきた一人なのですけれども、やっぱりそれなりに病院側もそうだし、町側も病院に対する町民への、こういうところはすばらしいのだかというようなPRも当然必要になってくると思うのですけれども、そういう中もどしどしやるべきだと思うのですけれども、その点はどうか。

○町長（貞村英之君） 再々質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。確かに恵尚会との関係というか、そういうやりとりはあるにしても、今の先生が全く悪いというわけではございませんし、町民の皆様はなかなか対応いいという声も聞きますし、先生とかスタッフが悪いということは一切ございませんので、医療のほうはどしどしこういうことをやっていますよとか、プチ診断やりますよとか、いろんなそういうものやっっていかなければならないし、当然町としてもバックアップしていかなければならないと考えておりますので、おっしゃるとおりそこら辺は対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） 次、真貝議員のあれですけれども、5分まで休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の就学援助事業の改善について、新年度についてです。お伺いします。

先般の議会でもたびたび主張しておりますけれども、文科省の調査で道内の就学援助の基準が生保基準の1.3倍以上の自治体が6割を超えている状況にあると。北後志についてはおくれていまして、古平町については1.2倍を長年続けてきたという経緯がありますけれども、積丹町は1.0、余市町が1.1と。それから、赤井川を除いて仁木町が1.2だったのが新年度に当たりまして1.3に引き上げたという状況でございます。町長もご存じの小樽市については1.3倍以上ということで、福祉教育に十分力を尽くしていくという自治体本来の姿からすれば、並みの状況になりつつある1.3以上を一刻も早く古平町でも実施すべきではないかということについて、町長のお考えをお聞きしたいと。

それから、前倒し支給なのですけれども、先ほどの議案説明でもありましたけれども、小学生の卒業式に当たりまして、もう既に学生服を着用して卒業式に臨むという姿を見ますと、先ほど3月中旬までには遅くとも支給するという説明がありましたけれども、それでは遅過ぎると。2月中に町内の学生服を提供しているお店などに実態をお聞きして、できるだけ早くご父兄の状況に少しでも早く支援していけるような、そういう状況をつくってあげればと思います。また、小学校の入学前につきましても、ランドセルの購入だとか、事前にもう2月ぐらいから動いていますので、小中ともに3月ではなくて、2月くらいには既に支給が終えられているような方向にすべきではないかというふうに思っています。また、対象生徒に対する、全児童生徒に対する周知の方法なのですけれども、どのように考えているかお伺いします。

それから、道教委の通知を見ましても、年度当初に当たっての作業が教育委員会に集中するのですけれども、各家庭の経済状況というのは春先の状況に限らず、年度途中でも日々経済状況、あるいは親御さんの労働環境だとか変わって行って、収入にいろいろと変動を来しますので、年度途中の就学援助の受け入れですね、それをどのようにやっているのか。また、改善すべき点はあるのではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺道教委の通知でも重々注意するようにという指示が来ているようなので、その点についてお伺いします。

○教育長（成田昭彦君） 新年度の就学援助事業改善について答弁申し上げます。

まず、道内の生活保護基準の1.3倍を超えているのが過半数ということ、後志20カ市町村のうち7市町村、北後志については先ほど申し上げたように……積丹町は基準設けておりません。そういった中で、1.2倍を今変えようという気はありません。就学援助の認定につきましては、生活保護の基準というのは別にないわけですし、いろいろ世帯主が失業したですとか、疾病、事故、そういったもので認定するという形でうちの要綱も決まっております。単に数値だけの基準で画一的に判断するのではなくて、例えば民生委員の意見を聞いたり、表に出てこないそういった中の家族の中で病気しているとか、入院費がかかるとか、そういったものもありますので、画一的に1.2倍を1.3倍に上げるとか、そういったことは考えておりません。

平成25年8月に生活保護費の生活扶助基準額が引き下げられましたけれども、私ども引き下げられる前の額を使用しております。今新聞報道等でもまた生活扶助基準額が引き下げられるような報道されてございますけれども、その辺も加味した中で下がる前のそういった補助基準を使った中で1.2倍というものをしばらく状況を見ながらですけれども、進めていきたいと思っております。

それから、入学前児童に対する対応でございますけれども、先ほど補正予算の中で次長のほうか

らも申しあげましたけれども、本日補正予算を議決されましたので、去る12月11日に年度前支給についての就学援助の支給要綱の改正を教育委員会に諮って決定させていただきました。年度前に支払えるような形で進めております。その中で様式等も示したわけでございますけれども、入学対応児童生徒に対しては1月明けから全世帯に通知いたします。その申請書の取りまとめ、そういったものを考えて、急いでもやはり2月に入ってしまうというのが現状でございます。ですから、遅くとも3月、先ほどの答弁でございますけれども、3月中旬まではできるだけ早く払いたいなと思っておりますけれども、そういった中で実施して、なるべく2月に払えるものであれば払える形で実施したいと思っております。

それから、3点目の年度途中の申請でございますけれども、これはうちの要綱の中でも随時そういったものは認定、否認定の結果は出すということになっております。私、それ以上に年度途中申請というのは、例えば先ほど言った生活基準ですとか、そういったものに合わない、ある日突然世帯主が倒れて収入がなくなった。そういったものは生活収入基準で図れませんので、そういったものには即対応しなければならない。そういったことによって給食費が滞納した、修学旅行行けない、そんなことがあってはならないので、その辺は小中の校長を通じて、それは絶対もう速やかに対応するよという指示は毎度毎度出しているところでございます。ですから、年度途中の申請については随時受けて、そういった形で進めてまいります。

○3番（真貝政昭君） 教育長は、道教委の2月21日付の通知と9月28日の通知は見ていらっしゃるのでしょうか。これも指摘しているように、就学援助についてはかなり教育委員会が必要だという判断したならば、なるべく簡素に速やかに適用するよという通知が出されています。

それと、先ほど1.3倍とか、そういう基準にかかわらず、いろいろな項目を上げて述べられましたけれども、1.3とか1.2というのは極めて広く公平な基準であって、経済的な状況を見る指標です。これをどれくらいやっているかというのが文科省も重視して調べた経緯がありますので、その他が第1で、これは二の次なのだという問題ではないです。この基準が第一義的な基準で、古平町の1.2倍という基準ではじかれたご父兄がいらっしゃるというのは議会でも議員の方が説明されているわけですから、これがあくまでも基準となります。なおかつ、それに漏れた方で失業中だとか長期療養中だとか、そういう事態があれば、そういう基準にかかわらず引き上げていくと、適用させていくと、そういう2段階の基準を設けているわけですから、教育長が述べられているような生保基準の何点何倍というのを第二義的なものに考えるというのは、これは本筋から離れていると思います。後志全体は、やはり全道的にはおくれていたという結果が出ていますので、ほかの町村がまだやっていないからこれでいいのだという前提に立たないで、ぜひとも並みの1.3倍に引き上げて、そして教育費無償化に向けて前進するべきだと思います。改めてお伺いします。

○教育長（成田昭彦君） 文科から示されている中では、生活保護の支給基準の何点何倍というのは示されてございません。ただ、これは各町村に応じて一つの目安として決めているものでございます。文科から示されている中では、例えば町民税が非課税であるとか何項目かありますけれども、そういった中で収入基準が私どものほうは1.2倍を目安ということで考えているわけでございます。暗に1.2倍というものを第2の感じで考えているということではございません。基準目安として

は1.2倍ということ出てきますけれども、その中で町民税が非課税なのか、そういったものは調査した中で決定している次第でございます。

○3番（真貝政昭君） 見解が違うようなので、平行線なので、これ以上答弁を求めませんけれども、文科省がなぜ生保基準の何倍以上か、実態調査をしているかというのもきちんと認識をして、そして前進されるよう望みたいと思います。

次に、福祉灯油事業の実施の基準価格の撤廃についてと通告いたしました。管内の多くの自治体が基準価格を設定していないので、灯油価格の乱高下いかににかかわらず、古平町も毎年実施すべきではないかという、そういう通告をしたのですが、後ほど町長が今年度実施を見合わせるという方針を出されましたので、今までの答弁に基づいてお聞きしますけれども、古平町が福祉灯油事業を実施した場合、上限はありますけれども、道庁から古平町に対して助成がありますよね。上限が50万円と低い上限なのですけれども、その実施要綱というか内容は、灯油に限らず、冬ですから、暖をとるための医療費という項目も中にありますよね。古平町も含めて福祉灯油事業を広く行われておりますけれども、私はこの福祉事業というのは生活保護を受けていない低所得世帯に対する、生活保護でいえば冬季加算ですね。公務員であれば、昔は燃料手当というのがありましたよね。今は寒冷地手当という形でやられていますけれども、これと同等の内容の事業というふうに認識していたのです。だから、古平町が今まで平成19年から、去年を除いて10年ほど、73円以上という基準を設けましたけれども、毎年やられてきて定着してきているということに対して、今回その価格基準を撤廃して毎年実施するよという、そういう流れの質問通告をしたのですけれども、対象者が非課税世帯で大体毎年300世帯対象になります。1世帯1万円というわずかな額ですけれども、年金生活者の、特に非課税世帯の生活保護を申請すれば受けれるような家庭がこの1万円程度の町からの助成をもらって、それをストップするということがどういものかというのをいかなものかという気がしているのです。ちなみに、公務員の方たちは年金生活に入ると2階建てで、1階部分は国民年金の部分で、2階建てを含めると結構な年金収入になるのですけれども、11月に国民年金の支給が実施された方に届いた年金機構からの通知を見ますと、去年から見ると1万円近く減額になっているのです。だから、そういう国民年金を受けている方がほとんどこの福祉灯油の助成事業を受けている方たちが、年金も減って灯油が高どまりでしょう。ここ数年の状況、今の状況を見ると、高いまんまの状況で比較されているのですけれども、この状況は高どまりの状況で、年間一冬にドラム缶5本はたきますから、そのうちの1万円を助成するという、そういう事業ですから、これをやめるのはいかなものかと思うのです。

それで、町長は今後の基準について再考するという段階なのでしょうけれども、冬季加算という視点から考えて、さらに国民年金の年額支給額が減額の方で国が定めたわけですから、これに対する高齢な低所得者向けの考え方。灯油というのに限らず、やはり事業の内容を深めるという意味で再考すべきではないかと。当面ことしは見合わせるのではなくて、実施すべきではないかというふうに考えるのですけれども、いかなもののでしょうか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

福祉灯油の事業、先ほどから答弁しているのと行政報告でも述べましたが、真貝議員、趣旨がち

よっと違って、手当としてやれという意味だと思うのですけれども、公務員の寒冷地手当と比べられてもいかんともしがたいなと思いますし、年金の欠陥を町の税金で補うというののもいかなものかと思いますので、そこら辺は余り考えたくもないのですが、生活実態として今の灯油価格がどうあるかということで再考しようとしていることをございますので、国の制度や公務員給与のことと比較されて言われても答えようがございませので、生活実態というよりも、今の灯油価格と低所得者の生活実態がどうあるのかということは考慮に入れながら再考していきたいと考えております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 再考の余地がありという捉え方で考えていきたいと思います。

次に移ります。3点目は、医療費の装具代と書きましたけれども、補装具でございます。外科的な手術をする際に補装具が必要となった場合の支払いの方法なのですけれども、もう20年以上前に高額医療費の立てかえ払い制度が問題になりまして、患者負担をできるだけ窓口で軽減するという事で、その後議会で取り上げまして、その後自治体と医師会との協定で高額の場合窓口で患者負担が高額にならないようにというルールができました。しかし、補装具については医師会のような団体がないみたいで、不可能という状況になったのです。それで、今回私も肩腱板断裂ということでこの補装具が必要な状況になったのです。それで、手術の日取りも決まりまして、手術後のリハビリのための補装具が必要になって型どりをしたのですけれども、入院したときに、手術直前ですね、その補装具代を全額支払ってもらうということになったのです。それで、その補装具代が18万6,000円でした。それで、用立てする必要に迫られたのです。ふだん余り貯金に無関心な私です。貯金のない国保加入者、私は国保ですから国保加入者、それから年金生活の後期高齢者という場合、最終的には後期高齢者は1割負担、70から74歳までは2割負担ということで、償還払いされて精算されていくのですけれども、例えば私の場合、ひとり身でそういうような場合になったとき、入院時に支払って、そして退院まで1カ月半かかります。それから、お役所のほうに出向いて7割を償還してもらうというふうになると、最終的に精算されるのがその2カ月後になるそうです、早く行って。だから、補装具代を支払って、町のほうから……国保の会計から精算されるまでが3カ月半から4カ月となりますと、この間お金に不自由な方はどこかから借りなければならないという事態になります。それで、最終的に高額療養費の関係で所得に応じて最高額が決められているようなので、それで精算されるのですけれども、国保と町との間で、国保加入者は町……住民ですから、町がかつての医療費と同じように貸付制度か何かをつくって、そしてそういうことに対応することができれば、非常に金銭的にも楽な仕掛けができるのではないかというふうに思ったのです。ちなみに、過去3年間の国保の関係の補装具を必要とされる方たちの件数と、それから1件当たりの最高額を調べてもらったのですけれども、大体10件以上、10件から20件くらい毎年ありまして、過去3年間で最高高かったのは13万円くらいでした。今回私がそれを記録更新するわけですが、小樽市の医療機関の事務に携わった経験者に聞きますと、経験した中で最高の補装具代というのは100万円の事例があったそうです。そういうのはめったにないにしても、国保加入者の経済状況というのは大体想定できますし、後期高齢の年金生活者の懐状況というのは大体想像できます

ので、補装具代の前払いにたじろいで手術に踏み切れないという方が結構いらっしゃるのではないかとことから考えて、やはりこの点町として一計を案じるべきではないかということで質問項目に上げました。町長の見解をお伺いします。

○町長（貞村英之君） 医療補装具代等の前払いということなのですが、私も2回ほど手術してまして、骨のほうですけれども、立てかえ払いとか前払いして、3カ月もかからない、すぐもらったような、1カ月ぐらい後にもらったような気がしているのですけれども、私の場合は10万ぐらいで済んだのですけれども。ただ、できないという理由は点数制度にのらない、決まっていないというのです、注射1本幾らとか薬幾らというのではなくて、その人その人によって形も違うわ、こういう骨の折れ方も違うので、装置のつくり方も違うということで、一律に保険適用できないということで一時的に立てかえ払いして後日返しますよという制度になっていると聞いております。ただ、それを登録管理制度というものないものですから、悪用する業者もあるということでなかなか制度化できないということも国が言っているのですが、本来であれば貸付制度というよりも、これ国の制度でございますから、出産一時金のように代理受領制度みたいなものを国でちゃんと整備するのが本来の姿ではないのかなと私は思っているのですけれども、まずそこから始めていかなければ、何だりかんだり国保が立てかえでお金ないから町がやるのですよというのはちょっとお門違いかなと思いますので、まずは国で整備するように動いていくべきではないのかなと、私はそう思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 大体そういうふうになるまでには各自治体のいろんな取り組みがあって、その自治体の取り組みの高まりによって国が動かざるを得ないと。そういう状況になって、初めてルール化されてくるというのが大体今までの経験値なのです。それで、古平町にも生活資金貸付制度というのがありますよね。貸付金額が中途半端で、なかなか借りる人もいないという状況が続いていますよね。ああいう貸付制度をこういう差し迫った場面で活用していくような方向がとれないのかなと。せっかくそういう貸付制度がありながら、必要なときに使えないということではなしに、やはり必要なときに必要なお金を動かして町民のために寄与すると、そういう道筋をぜひ検討していただきたいなと思うのです。ぜひご一考をということで、もう一度答弁をお願いします。

○町長（貞村英之君） 生活資金の貸付制度あるのかなと聞いたら、社協でやっているそうなので、制度自体社協の所管だと思いますので、我々がどうのこうのできるものではございませんけれども、ここで一般質問のやりとりについては社協にも伝えておきますので、どのような制度にするかはちょっとここでは答弁を控えたいと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 町で先頭に立って動きにくいというのであれば、ワンクッション置いて社協でという方向もありますので、ぜひとも丸投げではなしに、道を探っていただきたいなと思う次第です。

次に、最後の庁舎、会館の建設について伺います。基本的にこの間何カ月間かの無駄な時間を空費してしまったということで、それで新たな方向転換を行政報告で述べられています。それで、基

本設計を今年度中にやるというのを5月か6月くらいまで先延ばしてということなのですから、2つの点から伺います。

この間、議会だとか町民からの要望聴取というのが一度もされていないのです。事年末に押し迫って一定の時期は示されましたけれども、町民の要望だとかご意見だとか、そういうのを挟む余地が本当にあるのだろうかというのがまず第1点です。

それから、さらにその中にはこの会館が建っている敷地に計画していくのですけれども、この中にかつての小学校跡地ですので、年数もたった樹木もありますし、それなりに町民のシンボルとして親しまれてきたという景観がありますよね。こういうのも含めて、町民の意見がどのように反映されていく機会が設けられているのか、それがまず第1点です。

それから、今までの基本設計ができたなら、次に実施設計の入札を行って、そしてさらに建設に当たっては入札という段取りを踏んでいくのですけれども、どうもそれとは違うトータルの考え方で町長は考えられているのかなど。極端に言えば、基本設計から随契でどこかに決めて、そして走っていくのか、それとも入札で改めてし直して、そしてその後入札とかではなしに最初の入札で全部建設まで、管理も全部一緒くたにどこかにお任せするという方向でお考えなのか。もしそうだとすれば、入札の公明性、公正性というか、開かれた入札ですか、そういうものが果たして確保されていくのかどうかという疑問も、町民ならず、業界からも出てくるのではないかという心配があるのです。どのような構想でやっていくのか。

それと、計画年数の見直しについて伺いますけれども、こういうおくれが実際出てしまったわけですから、さきの議案のやりとりでも庁舎については期限が決められているので、会館についてはそうではないという説明がありました。基本的な考え方としては、基本設計のときはやっぱりトータルに考えなければだめですから、庁舎と会館はセットで基本設計をして、そして庁舎は決められた年度で仕上げるけれども、会館については庁舎の期限を超えて建設完了に持っていくことができるのかという。可能であれば町の財政シミュレーションにも影響していきますので、そういう見直しも考えられるのではないかと。この際、余り期限もなく突っ走るという形ではなくて、少し余裕を持たせて計画の見直しをして、2段階の計画で、町長1期目の4年間の中では庁舎を完成させて、次期2期目に会館を完成させると、そういう手だてが考えられてしかるべきではないかと思っているのです。それが可能かどうか伺います。

それから、2つ目は、財政シミュレーションは結構厳しい見方をしていますよね。特養はああいふ形で先延ばしになりましたけれども、財政シミュレーションを信じれば、庁舎、会館というのはかなりきつい指標ですよ。だけれども、庁舎を建てるから今までの町民に対する福祉や教育に対する施策を後退させるというわけにはいきません。過疎が進んでいる状況なので、過疎、少子化対策ということでやってきた事業は、やはりとどまるべきではないし、前進させていくべきだというふうに考えているのです。基本的には、そういう考えで庁舎、会館、それから特養という建設計画を実行していくと。そういう立場に立つべきではないかというふうに考えているのですけれども、町長のお考えをお聞きます。

○町長（貞村英之君） 庁舎、会館の建設についてでございますが、基本設計解除されたので、ご

指摘のとおりスケジュールは大幅におくれ、いい迷惑をこうむっているところでございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、役場機能緊急保全債、こちらは32年までにできなくてはいけない、この後ろも決められておりますので、そしてもう一つは全体的な立地適正化計画につきましても全て一つの計画の中でやっていくものですから、分離分割して次の機にとかということも考えられるでしょうが、私来たときから一括でつくと決まっていたので、全然考える余地ないのですけれども、やることはさっさとやってしまおうという考えですし、分けることによって高くなることも事実でございますから、そしてほとんど起債ですので、起債を償還するように、分けたからといってちょっとおくれるぐらいな、起債が後ろに延びるぐらいな感じですので、余り分ける意味もない。できるのなら一緒にやってしまいたいというのが今の考えでございます。

もう一つは、町民の要望や議員さんに対する説明ですが、基本設計、ある程度でき上がりましたら皆さんに対しては当然説明してまいりますし、町民の皆様の要望の把握については、18歳以上の住民の方を対象にしてアンケートですとか、立地適正化計画の策定資料をつくるためのそういうものがおのずと必要となってくるものですから、そこら辺はそういうアンケート調査とかそういう中で要望等をとっていききたいと考えているところでございます。心配されておられることはわかりますが、現段階では何とか32年度までに今の計画どおり……今の計画というか、前からあった計画どおり進めていきたいと考えているところでございます。

それから、発注形式ですが、おっしゃるとおり基本設計がこんな状況なので、予定よりもたしか二、三カ月おくれて実施設計入ります。実施設計して、ごちゃごちゃしてまたやっていきますと、入札とかそういう事務的手続きをとりますと、32年度は確かに危うい状態でございます。それで、今全国的にやられている、全国的にも実施設計と施工は一体発注とかと、ほかの自治体でも結構やられているので、事例はたくさんあるので、悩むことでもないの、そういうのも参考にしていければいいと思いますし、どちらかというに入札が隠れてしまうとか公明正大でなくなるというよりも、今回の一般的に入札やって、結局できなかったということを考えますと、プロポーザルも一つの手かなと思っておりますので、そうなるともう公開しないわけにはいきませんので、そういうことは考えているところでございます。まだどういうふうに進めていくかは、今二、三例を挙げただけでございますが、入札の公正性は確保してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、財政シミュレーションの件でございますが、庁舎建てるから福祉とかそこら辺教育とか後退するとか、全く別物でございますので、そっちはそっちでちゃんと議論していきますし、庁舎のほうは後年度負担が多いものですから、それに対する財政シミュレーションの懸念が今ここに出てきているだけでありまして、福祉、教育というのは余り借金をして後年度に負担を送るというような施策も少ないですし、仮にそうであれば見直ししていかなければならないと考えておりますので、それは別物として考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第19 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第19、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第20、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第21、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これにて本日の会議を閉じます。

平成29年第4回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時47分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員